

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成27年5月8日号

審議会
選挙

候補者の決定及び無投票のお知らせ

岩沢北部土地区画整理審議会委員選挙について、次のとおり立候補の届け出がありましたのでお知らせします。立候補者が選挙すべき委員の数を超えなかったため、5月17日（日）に予定していた審議会委員選挙は行いません。

※立候補届出期間 平成27年4月13日（月）～4月23日（木）

◆ 岩沢北部土地区画整理審議会委員選挙立候補者（届出順、敬称略）

1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員数：7人）

番号	氏名	住所
1	綿 貫 恵 夫	飯能市大字岩沢968番地
2	榎 本 敏 男	飯能市大字岩沢67番地の1
3	宮 岡 幸 雄	飯能市大字岩沢231番地の4
4	粕 谷 靖 夫	飯能市大字岩沢542番地の4
5	平 居 仁 兵 衛	飯能市大字岩沢605番地7
6	雨 間 保 弘	飯能市大字岩沢648番地
7	信 田 光 康	飯能市大字岩沢698番地の1

2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者（選挙すべき委員の数：1人）

立候補者なし

※ 届出期間内に立候補はありませんでしたので、任期満了（平成32年6月）まで欠員となります。

◆ 審議会委員選挙の投票は行いません

審議会委員選挙につきましては、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えなかったため、5月17日（日）に予定していた選挙の投票は行いません。上記立候補者については5月18日、当選人の公告及び通知をもって審議会委員となります。

土地区画整理事務所からのお知らせ

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀・フェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で土地の区画形質の変更・建築行為・工作物等の設置を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。着手する日の30日前までにまちづくり推進課へ届出が必要になります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所またはまちづくり推進課にご相談ください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

○迷惑駐車について

岩沢地内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っけていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。



編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042(973)8682
F A X	042(972)1242
Eメール	kukaku@city.hanno.lg.jp